



凍結 更新 及び 破棄 申請書

嶋田秀仁 院長 殿

西暦 20 年 月 日 期限の (胚 ・ 精子) について下記の申請を致します。

- 1) 更新 2) 破棄 3) 一部破棄 (ご来院頂いてのお手続きが必要となります。)

フリガナ

患者番号： _____ 患者氏名： _____ 印

フリガナ

_____ 配偶者(パートナー)氏名： _____ 印

※お手続きにはお二人のご署名が必要となります。必ず御本人が直筆で署名し、捺印をお願い致します。

どちらかに✓をお願いします。

私たちは現在も婚姻関係を継続しています。

私たちは婚姻届けを提出していませんが、現在もパートナー関係を継続しております。

住所：〒

電話番号：

同意年月日 西暦 20 年 月 日

※この枠内は当院記入欄

延長後の凍結保存期限： 西暦 20 年 月 日 まで

凍結胚一部破棄

凍結日： 20 年 月 日 () cell G () / 胚盤胞 ()
()

凍結日： 20 年 月 日 () cell G () / 胚盤胞 ()
()

凍結日： 20 年 月 日 () cell G () / 胚盤胞 ()
()

凍結日： 20 年 月 日 () cell G () / 胚盤胞 ()
()

同意書に署名・捺印をされる際は、胚・精子の凍結保存延長 及び 廃棄についての下記の事項にて当院の規定を十分に理解し、又、本治療経過中もしくは施行後のいかなる事態についても事前に説明を受けた事柄については一切の異議を申し立てないことに同意して頂きます。

【注意点】

- ・延長保存を希望、もしくは希望されない場合でも、必ず期日までにお手続きが必要です。
- ・保存期限は、凍結開始の際にお渡しする胚（受精卵）凍結保存の書類に明記しております。
- ・一部破棄をご希望の方は、一度 受診していただきお手続きをさせていただきます。
- ・万が一、期日までに延長希望の御連絡、意思表示がない場合には、延長希望のないものとして保存を中止し、廃棄とさせていただきますので、ご注意ください。
- ・保存期間の更新は1年ごとです。
- ・更新は保存期限満了日の1ヶ月前から可能となっております。
- ・申請書は必ず御本人が直筆でご署名・ご捺印をお願い致します。
- ・胚と精子の凍結保存をされている場合、それぞれの申請書が必要となります。
- ・凍結保存期限が異なる凍結胚・凍結精子は、保存期限ごとの手続きとお支払いが必要となります。
- ・凍結保存更新料に日割り、月割りはございません。
- ・原則として期日を過ぎてからのお手続きはお受け致しかねます。

【凍結保存終了について】

以下のいずれかに該当する場合、凍結胚・凍結精子は廃棄となり以後に融解胚移植は実施できません。

1. 離婚された場合やご夫婦のどちらかが死亡された場合、または行方不明となった場合
※ 上記の場合には、速やかに当院まで申し出てください。
2. 患者様の生殖年齢を超えた場合
3. 妊娠により患者様の生命に危険が及ぶと予想されるような場合
4. 患者様の希望により凍結胚・凍結精子を廃棄する場合
5. 凍結延長の手続きがされていない場合

上記以外にも融解胚移植が出来なくなることがあります。

【更新 及び 破棄の手順について】

1. 当院HPより申請書をダウンロードして下さい。（院内でも配布しておりますがお支払いは現金書留となります。）
2. 申請書の更新/破棄 及び 胚/精子を○で囲み、必要事項のご記入をお願い致します。
3. ご記入済の申請書、更新の場合は更新料を同封の上、現金書留郵便にて当院にご郵送ください。
※一部破棄の場合には、内容の確認がございますので、必ずご来院頂いた上でのお手続きとなります。
※申請書のコピーが必要な場合は、ご郵送前にご自身でコピーをお取りいただきますようお願い致します。

【更新料・税込み】 ※凍結胚・凍結精子の保存期限ごとに更新が必要です。

受精卵凍結更新料（1年毎）¥55,000（個数に限らず）

精子凍結更新料（1年毎）¥11,000/本 1本追加にて ¥5,500 加算

【送付先】

〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-9 マルイト銀座ビル7F

銀座こうのとりレディースクリニック 凍結胚・凍結精子 申請 宛

※申請書のみご送付頂いてもお手続きは出来ません。必ず更新料と一緒にご郵送ください。